

## 事務検査に関する決議

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

### 記

- 1 検査事務  
市有財産の公売に関する事務
- 2 検査方法  
関係書類等の提出を求め、当該書類に関する事項について報告を請求して、1 の事務について検査する。
- 3 検査の付託  
1 の事務の検査は、総務文教常任委員会に付託する。
- 4 検査の権限の委任  
1 の事務を検査するために必要な権限は、総務文教常任委員会に委任する。
- 5 検査期限  
総務文教常任委員会は、1 に掲げる検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。